

栗山町農村環境改善センターテニスコート指定管理業務仕様書

栗山町農村環境改善センターテニスコート(以下「改善センターテニスコート」という。)の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

なお、以下の内容は指定管理業務の概要を示したものであり、記載の無い業務等であっても、改善センターテニスコートの管理運営上必要と考えられるものについては、指定管理者の負担により実施するものとする。

1 改善センターテニスコートの設置目的・指定管理者に期待する役割

改善センターテニスコートは、テニスの普及促進、競技力の向上、町民の健康・体力増進を図ることを目的とする施設です。

指定管理者には関係団体等との連携を図るとともに、適正な施設の管理運営を期待しています。

2 施設の管理業務に関する基本的方針

指定管理者が改善センターテニスコートの管理を行うに当たっては、以下の考えを基本にするとともに、その履行に対して、必要な措置を講じること。

- (1) 施設の設置目的に資するよう適切な管理運営を行うこと。
- (2) 施設管理に当たっては、関係法令及び条例等の規定を遵守し、適切な管理運営を行うこと。
- (3) 施設を安全かつ快適に利用できるよう十分な配慮を行うとともに、公共サービスの向上を図ることを念頭に管理運営に努めること。
- (4) 業務に関して取得した利用者等の個人情報の保護を適切に行うこと。
- (5) 効率的、効果的な管理運営を行い、管理経費の縮減に努めること。
- (6) 利用者や地域住民の声を常に把握し、施設の管理運営に反映させること。

3 施設の概要

① 施設の名称	栗山町農村環境改善センターテニスコート				
② 施設の所在地	栗山町角田155番地1				
③ 施設の構造	全天候型テニスコート2面				
④ 施設の面積	敷地面積 1,245.00 m ²				
⑤ 施設内容	全天候型テニスコート 2面 フェンス 用具庫				
⑥ 利用実績 (月別利用実績別表1)	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	利用者数	218人	223人	137人	132人
	使用料	9,100円	9,700円	7,100円	4,800円
⑦ 開設年月日	昭和55年12月25日				

4 開設期間及び開設時間

施設の名称	開設期間	開設時間
栗山町改善センターテニスコート	4月29日から 11月3日まで	午前9時から 午後7時まで

※上記の開設期間及び開設時間を変更できますが、あらかじめ栗山町教育委員会(以下「委員会」という。)の承認が必要です。

5 業務の内容と要求水準

指定管理者が行う業務内容と要求水準は、以下のとおりとする。

第1 総括的事項

(1) 管理運営業務の基本方針

改善センターテニスコートの管理運営に関して、指定管理者としての基本方針を策定する。

【要求水準】

- ①改善センターテニスコートの管理運営に関して、1. 施設の設置目的・指定管理者に期待する役割を実現するとともに町民サービスの向上、経費の縮減を図るうえでの基本方針を明確にすること。
- ②基本方針の策定に当たっては、施設運営の透明性を確保するよう特に留意すること。

(2) 平等利用の確保

改善センターテニスコートにおける平等利用を確保するための方針及び取組項目を明確にし、実施する。

【要求水準】

上記方針及び取組項目として明確化する内容は次の内容を含むこと。

- ①平等利用を確保するうえでの指定管理者としての基本的な方針。
- ②上記方針を具体化するうえでの責任者の役割、職員の心構え
- ③不当な差別的取り扱いに該当するおそれのある行為等を発生させないように指定管理者として取り組む項目
- ④その他、平等利用確保に際しての留意事項等

(3) 管理運営組織

ア. 組織の整備、責任者の配置

改善センターテニスコートにおける管理運営業務を適切に行う組織を整備し、責任者を配置する。

【要求水準】

- ①組織の整備に当たっては、本仕様書に示す各業務の分担、指揮命令系統、緊急時の連絡系統、その他必要な内容を規定し、その内容を一覧できる組織図を作成すること。

- ②責任者は管理運営業務の基本方針の具体化、委員会と指定管理者との協議、必要な報告、その他本仕様書に定める業務(以下「本業務」という。)全体を統括するとともに、本業務に関する委員会その他との対外的な協議等について、責任を持って一元的に対応すること。
- ③責任者の住所、氏名は所定の様式により届け出ること。(「指定管理業務マニュアル」参照)

イ. 従事者の確保、配置

改善センターテニスコートにおける管理運営業務を適切に行うために必要な従事者(以下「職員」という。)を確保する。

【要求水準】

- ①管理運営の開始日以降指定期間の満了日に至るまで、本業務に必要な職員を確保すること。職員の配置計画を作成し、業務に支障がないよう配置すること。

ウ. 人材の育成

職員に対して業務上必要とされる研修、指導教育(以下「研修等」という。)を実施する。

研修等は各年度の実施計画(以下「研修計画」という。)を作成し、その計画に基づき実施する。

なお、研修等は指定管理者が自ら行うものの他、公的機関その他の組織が行う研修等に職員を派遣して行うことも可能とする。

【要求水準】

- ①研修等を通じて、職員が行う業務を完全に理解し、その実施に支障が生じない状況を確保すること。なお、理解すべき内容としては、少なくとも次の内容を含むこと。
 - ・各職員が行うべき業務の内容及び責任、利用者への接遇、業務上遵守すべき関係法令・条例・規則等の規定内容、防火・防災対策、その他業務に必要な知識、技術、心構え等。
- ②研修計画には、次の内容を含むこと。
 - ・研修等の実施方針
 - ・研修等の実施項目、各項目の概要、実施スケジュール

エ. 労働関係法令の遵守、雇用環境の維持向上

改善センターテニスコートにおける職員の安定的な確保を図り、当該施設の設置目的を実現するため、職員の雇用に関する関係法令を遵守し、必要な規定の作成や届出等を行うとともに、雇用環境の維持向上に努める。

【要求水準】

- ①職員の雇用に関しては労働基準法、労働安全衛生法、労働契約法、その他改善センターテニスコートの管理運営に当たり関連する労働関係法令を遵守し、就業規則その他の必要な規定等を整備するとともに、必要な届出を監督官庁に行うこと。
- ②職員に対する給与、賃金等の支払を適切に行うこと。
- ③職員個々が町民サービスの向上、管理経費の縮減に意欲を持って取り組めるよう、安全衛生やコミュニケーションを含め、十分な労働環境を整えること。

(4) 第三者に対する委託業務等

ア. 第三者に対する委託業務等における適正の確保

第三者に対する委託(以下「再委託」という。)を行う業務の適正を確保する。

【要求水準】

- ①再委託を行う場合には、委員会の承認を得ること。(「指定管理業務マニュアル」参照)
- ②再委託を行う場合には、相手方となる事業者(以下「再委託事業者」という。)が、再委託した業務の履行に当たり、改善センターテニスコートの管理運営における町民サービスの向上について配慮するとともに、利用者の安全を十分に確保するよう仕様等を作成すること。
- ③再委託は指定管理者の責任において行うものであることについて、再委託事業者の十分な理解を確保すること。

イ. 再委託の相手方となる事業者への適切な監督、履行確認

再委託事業者に対しては、指揮監督を徹底するとともに、必要な履行確認を行う。

【要求水準】

- ①再委託事業者との契約に当たり、再委託事業者に対して必要な指揮監督を行う部署及びその責任者、再委託事業者側の責任者を明確にし、指揮命令系統及び連絡系統を確立すること。
- ②再委託した業務が当該契約に基づき適切に行なわれるよう、必要な指導、指示、検査、確認を行うこと。

(5) 地域住民や利用関係団体等との連携

施設の管理運営は地域住民や利用関係団体、関係機関、ボランティア等と十分連携を図りながら行う。地域住民や利用関係団体等と意見交換する場を設け、施設の管理運営や事業等の実施に反映させる。

【要求水準】

- ①指定期間開始後速やかに、利用者団体、地元町内会などと指定管理者協議会(以下「協議会」という。)を設置すること。
- ②協議会の設置については、委員会と協力・連携して設置すること。
- ③協議会の運営は指定管理者が行い、年に2回以上開催すること。
- ④協議会では以下の項目について意見交換等を行うこと。
 - ・本業務の報告
 - ・改善センターテニスコートにおける管理運営上の問題点や改善に関すること
 - ・改善センターテニスコートにおける事業の実施に関すること
- ⑤協議会の内容は記録し、その要旨を委員会に報告するとともに出された意見に対する対応についても報告すること。
- ⑥できる限り地域の経済効果等に配慮した事業の実施や町内業者への発注に配慮すること。

(6) 財務

改善センターテニスコートの安定的かつ効率的な管理運営を確保するため、本業務に関する資金(協定書に定める指定管理料、利用料金、その他の収入。以下「管理費用等」という。)及び本業務とは別に指定管理者が委員会の承認を得て実施する事業等(以下「自主事業等」という。)に関する資金を適切に管理する。

【要求水準】

- ①本業務を行うに当たっては、指定管理者が行っている他の事業と経理を明確に区分し、年度ごとに収支その他経理に関する記録等を整備すること。
- ②本業務に係る経費の収支については、独立した預金口座により管理すること。（「指定管理業務マニュアル」参照）

(7) 苦情対応

施設の管理に関する利用者その他町民からの要望、苦情等（以下「苦情等」という。）に迅速かつ適切に対応し、その結果を委員会に報告する。（「指定管理業務マニュアル」参照）

【要求水準】

- ①苦情等への対応手続を文書により整備すること。また、職員が当該手続の内容を十分に理解していること。
- ②苦情等を受け付ける担当部署を明確化し、利用者、その他必要な者に対して十分に周知していること。なお、利用者等からの申し出があった場合には、当該担当部署とは異なる部署においても苦情等は受け付けること。
- ③町政に関し、指定管理者の業務には全く関わりの無い苦情等があった場合には、速やかに委員会に報告すること。
- ④なお、委員会になされた苦情等の対応上必要と認めるときは、指定管理者に対し報告を求め、現地を調査し、又は必要な指示を行う。

(8) 記録・報告・評価

ア. 記録

指定管理者は、本業務の実施に関する記録・帳簿等を整備、保管する。

【要求水準】

以下の帳簿等を常に整備し、これらを5年間保管すること。

①日報

<日報に記載すべき内容>

- ・施設別、区分別の利用者数
- ・施設別、区分別の利用料金の収入状況
- ・事故や苦情等の有無と内容
(事故や苦情等が発生した場合は、速やかに委員会へ報告すること。)
- ・「日常点検業務」により確認した内容
(異常箇所等があった場合は、速やかに委員会へ報告すること。)
- ・上記のほか、日報に記載することが望ましいと思われるもの。

※日報の様式については、委員会と協議のうえ指定管理者において作成すること。

②管理業務に関する諸規定・マニュアル

③文書管理簿

④各年度の事業計画書及び事業報告書

⑤収支予算及び収支決算に関する書類

⑥金銭の出納に関する帳簿

⑦以上のほか、本業務に関する記録書類、及び委員会が必要と認める書類

イ. 事業等の報告

指定管理者は、以下の報告書類を協定で定めるところにより提出するほか、その他委員会が要求する報告書類についても、適宜提出する。

【要求水準】

①事業報告書

毎年4月末日までに前年度分の事業報告書を提出すること。

＜事業報告書に記載すべき事項＞

- ・管理業務の実施状況
- ・利用状況及び利用拒否等の件数・理由
- ・利用料金の収入実績
- ・管理業務の収支状況
- ・上記のほか、町(委員会)が必要に応じて求めるもの

②月間業務報告書(以下「月報」という。)

毎月10日までに前月分を提出すること。

＜月報で報告すべき内容＞

- ・施設維持業務の作業実績報告書
- ・当該月の利用者数一覧(施設別、区分別)
- ・当該月の利用料金の収入状況一覧(施設別、区分別、減免件数含む)
- ・自主事業を実施した場合は、その実施状況
- ・光熱水費、燃料費の執行状況
- ・上記のほか、委員会が必要に応じて求めるもの

※当該月のすべての日報を添付すること。(確認後返却)

③年次事業計画書の提出

指定管理者は、毎年度3月末までに次年度に予定する年次事業計画書を作成し、委員会に提出すること。

なお、当初に提案した事業計画に変更がある場合には事前に委員会と協議すること。

ウ. 委員会の検査・確認・要請に対する対応等

指定管理者は、施設の管理運営一切に関する委員会の検査・確認・要請等に誠実に対応する。

なお、検査・確認等の結果、指定管理者の業務が協定書に定める管理運営業務の基準を満たしていないと判断した場合は、委員会は、指定管理者が必要な改善措置を講ずるよう指示等を行うことがあるので留意すること。

【要求水準】

①アに挙げた帳簿等、その他管理運営及び経理状況に関する帳簿類は常に整理し、委員会からこれらに関する報告や現地調査を求められた場合には、速やかに指示に従い、誠実に対応すること。

②委員会は、イに挙げた報告書類等の検査、定期的又は随時の現地調査(給与・賃金等の支払状況や口座残高の確認等の財務検査を含む)、その他管理の基準、本仕様書等に基づき、指定管理者が業務を適切に実施しているかの検査、確認を行うので、指定管理者は、これらの検査等に協力すること。

- ③委員会から、施設の管理運営ならびに現状等に関する調査または作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行なうこと。また、その他、委員会が実施または要請する事業への参加・支援・協力・実施を積極的かつ主体的に行なうこと。

エ. 指定管理者評価

指定管理者は、施設の利用状況の結果等を踏まえ、「指定管理者評価マニュアル」の定めるところにより、指定管理者評価シートを作成し、委員会に報告する。

【要求水準】

- ①指定管理者評価シートの作成は、責任者が中心となり、可能な限り利用者と直接接する職員の意見等も反映させることのできる方法により行うこと。
- ②「指定管理者評価マニュアル」に基づき、利用者アンケート調査を実施すること。
- ③委員会は、「指定管理者評価マニュアル」に基づき、第1次評価を行い、指定管理者評価委員会へ提出する。評価委員会では第2次評価を行い、その結果を指定管理者に通知するとともに、町民に公表する。指定管理者は評価の結果を次年度の事業計画書に反映させるものとする。

第2 施設・設備等の維持管理に関する業務

(1)利用者等の安全確保、町民サービスの向上への配慮等

各業務の実施に当たっては、利用者等の安全確保を第一に優先するとともに、町民サービスの向上について十分に配慮する。

また、法令の遵守を徹底するとともに、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理する。

【要求水準】

- ①各業務に関して、利用者、歩行者、近隣住民、職員、その他業務に関連する者の安全が十分確保されること。
- ②各業務を実施する際に、利用者の施設利用の支障にならないよう配慮するとともに、利用者に対し業務の実施について十分に案内すること。
- ③必要な場合には、法令等に従い当該要件を満たす有資格者により作業が行われること。
- ④拾得物の取扱は遺失物法に基づき適正に行うこと。
- ⑤災害、救急にかかる対応を適切に行うこと。
事故や災害時などに当たり、迅速かつ的確に情報を伝達するとともに、緊急時に対応できる体制を確立すること。
事故が発生した場合は、被害者の救済、保護などの応急措置を講じるほか、状況に応じて関係機関に連絡を取り対処すること。
- ⑥違法行為の注意・指導
 - a 栗山町体育施設条例(平成17年条例第14号。以下「体育施設条例」という。)(資料1)に規定する禁止行為及び制限行為が許可なく行われている場合は、注意・指導すること。
 - b 施設・設備の利用方法で、不相当と認められるものについては、適正な利用方法を指導すること。

⑦損害賠償責任等

管理業務の実施に当たり、指定管理者の故意又は過失により委員会又は第三者に損害を与えた場合は、指定管理者が賠償責任を負うことになるため、指定管理者は、募集要項2. 申込資格(3)

にある損害賠償責任保険に加入すること。

- ⑧環境に配慮した商品・サービスの購入や、資源の有効活用や適正処理を図り、電気・ガス等の使用量の削減に向けた取組みを推進し、化学物質・感染性廃棄物汚染物等のリスク管理を行い、環境や人に影響を及ぼす事故を防止すること。
- ⑨「指定管理者評価マニュアル」に基づき、利用者アンケート調査を実施し、利用者満足度を調査すること。なお、利用者満足度の目標数値を設定し、目標達成のための取組を実施すること。

(2) 施設、設備等の維持管理

利用者が安心、快適かつ楽しく改善センターテニスコートを利用できるように、常に施設・設備等を適正な状態に維持する。

維持管理に当たっては、年間維持管理業務計画書を作成し、次の各号の業務を行うものとする。

また、常に巡視、点検を実施し、利用者及び施設等の安全に万全を期すものとし、各作業の実施に当たっては、利用者及び作業員に対する安全対策を徹底する。

なお、美観又は衛生において良好な状態を保つことができないおそれがある場合や安全及び管理運営に支障がある場合は、この仕様書の記載の有無に関わらず、指定管理者は良好な状態を保つため又は安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

ア. 施設の維持及び管理

各施設の機能を十分に活用・発揮させ、利用者が安全かつ快適に利用できるように、常に巡視・点検を実施し、破損箇所の小規模な修繕又は交換、補充を適切に行うこと。秩序の維持、衛生的環境の確保、火災・盗難など事故・事件の予防等の施設の維持及び管理を行う。

施設内の維持管理は別記1によること。

【要求水準】

- ①施設及び設備が所要の性能を発揮する状態を維持すること。
- ②施設及び設備の劣化及び損傷を最小限に抑えるとともに、利用者等及び施設及び設備の安全性を確保すること。
- ③施設及び設備の劣化を早期に発見し、措置するため、日常点検、定期点検、その他必要な保守点検業務を実施する。
- ④点検の結果設備の部品、消耗品等の交換が必要となる場合には、速やかに交換すること。
- ⑤冬期間については、各施設が積雪により破損することのないように、必要な措置を講じること。
- ⑥作業実施に当たっては、利用者に支障とならないように配慮し、特に安全管理には十分な対策をとること。

イ. 清掃業務

利用の動向、塵芥の発生量に即応して適切な措置をとり、常に施設内を清潔に保つ。

また、塵芥は、缶、びん等種類ごとに定められた処理方法にしたがって、適切に処理する。

【要求水準】

- ①施設内のごみ拾いによる清掃を行なうこと。
- ②施設内から発生したごみは、分別収集して処分すること。

ウ. 外構緑地管理

敷地内の外構、緑地について、美観の保持、利用者の安全、防犯及び近隣への配慮という点から、点検、除草、病虫害防除等適切な維持管理を行う。

【要求水準】

①別記2によること。

エ. 施設開閉時の準備作業

施設オープン及びクローズ時における施設内、施設周辺清掃、越冬準備作業、開設準備作業を行う。

【要求水準】

①別記3によること。

オ. 修繕

施設等の全般の機能を良好に維持管理するとともに、施設管理上のトラブルが原因で町民等の利用に支障が生じることのないよう、施設及び設備全般について、破損、故障等が発生した場合又は短期間のうちに確実に破損、故障等が発生すると見込まれる場合(以下「破損、故障が発生した場合等」という。)は、速やかに修繕を行う。

【要求水準】

- ①利用者等から破損、故障等の発生について連絡を受けた場合においては、速やかに実際の状況を確認すること。
- ②①の場合も含め、破損、故障が発生した場合等には、「指定管理業務マニュアル」に基づき修繕を行うこと。
- ③施設等の劣化及び損傷を最小限に抑えるとともに、利用者等及び施設等の安全性を確保すること。
- ④修繕計画の作成
「指定管理業務マニュアル」に基づき、委員会と指定管理者は協議を行い、修繕計画を作成する。

カ. 備品管理

委員会が備え付ける備品(事務機器を含む。)は資料2のとおりとする。これらの備品は、町民等の利用に支障が生じることのないよう、常に保守点検、清掃等を行うとともに、不具合の生じた備品について、修繕を行う。

【要求水準】

- ①備品は所要の性能を発揮する状態を維持すること。
- ②利用者等から備品に関する不具合の連絡を受けた場合、速やかに実際の状況を確認し、修理、説明、代用品の確保、原因の確認など、必要に応じた対応を行うこと。
- ③資料2に記載する備品は、毎年度全件、その有無及び状態を点検すること。
- ④備品の修繕等については「指定管理業務マニュアル」に基づき実施すること。

(3) 防災業務

地震、火災、風水害等の災害(以下「災害等」という。)及び事故による傷病等が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、防災計画等を定めるとともに、日ごろから訓練を行い、利用者、職員等の安全確保を図る。

【要求水準】

- ①災害等の緊急事態が発生した場合には、防災計画等に基づき、被害が最小になるように迅速かつ最善の対応を取るとともに、発生状況、その他必要な事項について直ちに委員会に報告すること。
(「指定管理業務マニュアル」参照)
- ②防災計画等には、以下の内容を含むこと。
 - ・防災業務の実施方針
 - ・災害等が発生した場合の統括対応部署とその役割。その他の部署の役割分担と連絡系統
 - ・災害等による被害を最小限に抑えるための防災訓練の内容及びその他の日常からの対策
 - ・改善センターテニスコートにおける事故による傷病等の想定項目
 - ・事故による傷病等を未然に防ぐための方策
 - ・万一事故等が発生した場合の対応方法(医療機関その他関係機関との連携を含む)
 - ・休館日の災害等への対応体制
- ③防災業務の実施に当たっては、次の基準、観点に従うこと。
 - ・利用者の安全を最優先で確保すること。
 - ・職員の安全、近隣住民への対応や関係機関との連携協力に十分に配慮すること。
 - ・災害等が発生した場合に、職員が必要な初動対応、避難場所としての対応及び連絡等を行える状況を維持するとともに、必要な連絡体制及び損害、被害の確認を行う体制を確立していること。
- ④利用者等の急な傷病に適切に対応できるよう、近隣の医療機関との連携体制や職員による応急救護体制を確立していること。

第3 施設の利用管理に関する業務

施設の使用申込の受付、使用の許可等、利用料金の徴収、その他施設の使用承認等に関する業務は栗山町農村環境改善センター(以下「改善センター」という。)受付において行う。

(1) 受付業務

受付において、施設利用についての案内、施設利用及び物品貸与の申し込み受付、苦情や問い合わせへの対応業務を行う。

【要求水準】

- ①利用者に受付が改善センターであることが容易に理解されるよう必要な表示や案内があること。
- ②親切、明朗、公平に対応するなど、接遇について最大限留意すること。
- ③施設利用者(使用承認等の申込者を含む)に対しては、施設の利用方法や利用上の留意点など必要かつ十分な案内が行われること。

(2) 使用の制限及び使用の許可等に関する業務

施設の利用に関して、使用許可、利用料金の収受、減免の認定等を行う。

【要求水準】

- ①平等利用を確保すること。
- ②改善センターテニスコートの使用の制限に関する事項
体育施設条例第6条(各号)に定める場合には、改善センターテニスコートの使用の承認をすることはできない。
体育施設条例第11条(各号)に定める場合には、使用の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。
- ③改善センターテニスコートの使用の許可は、体育施設条例第4条の規定に基づき、許可等を行うこと。
- ④改善センターテニスコートの利用料金は、体育施設条例第7条第1項の規定に基づき、前納により徴収すること。
- ⑤減免の認定は、栗山町公の施設使用料減免条例(募集要項資料7)の規定に基づく「公共施設使用料減免区分団体一覧」に掲載されている団体の減免区分に応じて行うこと。なお、新規利用団体の減免認定については「指定管理業務マニュアル」に基づき、委員会が行う。
- ⑥特別使用の承認
体育施設条例第5条及び第7条第2項の規定に基づき、特別使用の承認及び利用料金の徴収を行うこと。
- ⑦利用料金の収受、減免認定、特別使用の承認等は「指定管理業務マニュアル」に基づくこと。

第4 施設の事業実施に関する業務

施設の設置目的の達成や利用促進を図る取組を企画、立案し、実施する。

【要求水準】

- ①利用者人数の目標数値を設定し、目標達成のための取組を実施すること。

(1) 広報業務

指定管理者は、施設の利用促進を図る観点から施設のPR や事業の周知など情報提供を行う。

【要求水準】

- ①指定管理者は、施設の予約状況をインターネット上の「栗山町施設予約状況」に入力し、公開すること。

(2) マナー啓発に関する取組

改善センターテニスコート内でのマナー啓発に向けた取組を企画・立案し、実施する。

【要求水準】

- ①所定の喫煙場所以外での喫煙を禁止し、受動喫煙防止対策を講じること。
- ②栗山町空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例(平成20年条例第29号)に基づき、ゴミのポイ捨て及び犬のふんの放置を防止する対策を講じること。

第5 管理業務に付随する業務

管理業務に付随する業務を行う。

(1) 個人情報の保護について

指定管理者は、業務の処理に当たっては、個人情報の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理及び安全保護を図るため、漏洩、滅失及び毀損の防止その他の必要な措置を講じるとともに、個人情報保護に関する本町の施策に協力するものとする。

【要求水準】

- ①指定管理者は、管理業務を行うに当たって保有する個人情報については、栗山町個人情報保護条例(平成17年条例第21号)に定めるところにより、適正に取り扱うとともに、委員会から開示、訂正又は利用停止の要求があったときは、速やかにこれに応じること。
- ②職員に対して、守秘義務を徹底させ、個人情報保護の意識を向上させるための教育を実施すること。

(2)情報の公開について

指定管理者が管理している文書等の情報の適正な公開に努めること。

【要求水準】

- ①指定管理者が管理している文書等(電子データ、写真を含む。)の公開については、栗山町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第3号)に基づき適正な情報公開に努めるとともに、委員会から管理業務に関する文書等の提出の要求があったときは、速やかにこれに応じること。

(3)引継ぎ業務

指定管理者は、指定期間の満了の日までに、必要な事項を記載した業務引継ぎ書等を作成し、新たな指定管理者との間で、速やかに業務引き継ぎを行う。又、新旧指定管理者は、業務引継の完了を示す書面を取り交わし、その写しを委員会に提出する。

【要求水準】

- ①引継ぎは、利用者の利便性を損なわないよう、新指定管理者、委員会と協力して行うこと。
- ②引継ぎには、別途委員会との協議により定める内容を含めること。

(4)その他改善センターテニスコートの管理業務に付随する一切の業務

6 管理に要する施設等

(1)自主事業

指定管理者は、上記の業務の範囲外で、委員会の承認を得た上で、改善センターテニスコートを使用して事業を行うことができます。この場合の留意事項は、以下のとおりです。

ア. 一般的留意事項

指定管理者が自らの提案に基づき自主事業を実施する場合は、1で記載した「改善センターテニスコートの設置目的・指定管理者に期待する役割」を踏まえて計画すること。また、一般の利用を妨げないよう配慮するとともに、町民が利用しやすいような料金を設定すること。

イ. 承認要件

以下の全てに該当すること。

- ① 1で記載した改善センターテニスコートの設置目的・指定管理者に期待する役割及び5で記載した要求水準の達成に寄与すること。

- ② 指定管理者の自己資金で実施するものであること。(指定管理費の流用は原則として認めない。ただし、指定管理者の経営努力による利益と認められる分については、個別に判断するので相談すること。)
 - ③ 収支見込や事業の運営形態において、5に示す各業務に支障をもたらさないと認められること。
 - ④ 事業実施後は指定管理者による施設の原状復帰が可能なこと。
 - ⑤ 第三者に損害を与えた場合の損害賠償など、当該事業の実施に伴う一切の責任を指定管理者が負うものであること。
 - ⑥ 施設運営上の継続性に影響を与えないこと。
- ※ 施設の管理運営とは関わりの無い指定管理者固有の事業等のPR、関連イベント、その他指定管理者固有の事情によると認められる事業等は承認しない。

ウ. 自主事業に関する経理

自主事業の収支については、本業務に係る収支と区分して経理すること。複数の自主事業を行う場合は、さらに、事業毎の経理とすること。

なお、この場合、費用については、本業務にかかる経費と自主事業にかかる経費を明確に区分できるもの(例:自主事業のみに要する備品費等)はそれぞれ当該事業の費用とし、明確に区分できない費用のうち人件費、団体の一般管理費については本業務及び各事業の規模等に応じて適切に配分して経理すること。

ただし、本業務において当然に発生する備品費、修繕費等の費用については、収支報告書において経理方法を注記することを前提として、費用を配分しないこととして差し支えない。

エ. 承認の取消について

自主事業の実施期間中、事業の実際の状況等から承認要件のいずれかを欠くと認められる場合(承認すべきではない事業と認められた場合を含む)には、承認を取消す。

なお、承認の取消により生じた指定管理者又は第三者の損害について委員会は責任を負わないので、指定管理者は、自主事業の実施に伴い第三者との取引等を行う場合、当該第三者にその旨を十分説明するとともに、原則として当該第三者が了解したことを書面により確認すること。

オ. 自主事業における施設の利用料金及び参加者数の取扱い

自主事業の実施に伴い、経理上の利用料金の取扱いは、自主事業の支出において利用料金を支払い、本業務の利用料金収入として受ける。また、自主事業の参加者数は施設の利用人数としてもカウントする。

(2) 管理に要する施設等

指定管理者は、管理業務を執行するために必要な施設、設備、備付機器等(以下「施設等」という。)を無償で使用することができる。

この場合、指定管理者は、施設等を本来の用途に従ってのみ使用し、常に善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。また、指定管理者の責めに帰すべき事由により、施設等を滅失し又は棄損したときは、指定管理者の負担において補填し又は修理しなければならない。

(3) 事故等

次の各号については、速やかに委員会に報告し、場合によってはその指示を受けること。

ア. 改善センターテニスコートの施設・設備が滅失し又は棄損したとき。

イ. 改善センターテニスコート内において事故が発生したとき。

ウ. その他、管理上不測の事態が生じたとき。

(4) 指定管理者の表示

施設の利用者にわかるように指定管理者の団体名等を表示すること。

7 協議

この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、委員会と指定管理者が協議して決定するものとする。

(参考) 法令等の遵守

改善センターテニスコートの管理運営に当たって遵守しなければならない法令。

(1) 地方自治法

(2) 地方自治法施行令

(3) 栗山町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

(4) 栗山町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(5) 栗山町体育施設条例

(6) 栗山町体育施設施行規則

(7) 栗山町公の施設使用料減免条例

(8) 栗山町公の施設使用料減免条例施行規則

(9) 栗山町個人情報保護に関する法律施行条例

(10) 栗山町個人情報保護に関する法律施行条例施行規則

(11) 栗山町行政手続条例

(12) 栗山町行政手続条例施行規則

(13) 栗山町情報公開条例

(14) 栗山町情報公開条例施行規則

(15) 栗山町公有財産規則

(16) 栗山町空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの防止に関する条例

※指定期間中に前各項に規定する法令等に改正があった場合、改正された内容によるものとする。

(参考) 基準管理費用

改善センターテニスコートの基準管理費用積算に係る施設の管理経費及び使用料の実績は資料3のとおりである。

【施設名：栗山町農村環境改善センターテニスコート】

5 業務の内容と要求水準
 (2) 施設、設備等の維持管理

ア. 施設の維持及び管理

コート内管理

テニスコートフェンス内側の草刈を行う。

作業場所		作業内容	標準頻度	単位面積	作業面積	適用
	図面番号		(回)	m ²	m ²	
フェンス内側		草刈	7	115	805	

作業項目	機械・材料等	備考
・草刈	・刈り払い機	

【施設名：栗山町農村環境改善センターテニスコート】

- 5 業務の内容と要求水準
 (2) 施設、設備等の維持管理
 エ. 外構緑地管理
 敷地境界管理
 敷地境界の草刈を行う。

作業場所		作業内容	標準頻度	単位面積	作業面積	適用
	図面番号		(回)	(人/日)	(人/日)	
敷地境界等		草刈	7	0.4人/1日	2.8人/1日	

作業項目	機械・材料等	備考
・草刈	・刈払い機等	

【施設名：栗山町農村環境改善センターテニスコート】

5 業務の内容と要求水準

(2) 施設、設備等の維持管理

オ. 施設の開閉時の準備作業

施設オープン及びクローズ時における施設内・施設周辺清掃、越冬準備作業、開設準備作業を行う。

作業場所		作業内容	標準頻度	単位面積	作業面積	適用
	図面番号		(回)	(人/日)	(人/日)	
		施設開閉時作業	2	1人/1日	2人/1日	

作業項目	機械・材料等	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・施設周辺清掃、越冬作業 ・コート清掃 ・ネット取付け、取外し ・用具庫清掃 		

栗山町体育施設条例

(設置)

第1条 町民の心身の健全なる発達及び体育の普及振興を図るため、体育施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 体育施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(開設・開館期間等)

第3条 体育施設の開設・開館期間、開設・開館時間及び休館日は、別表第2のとおりとする。ただし、栗山町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(使用の許可)

第4条 体育施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可（栗山町御園パークゴルフコースを除く。）を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により許可する場合に、必要な条件を付することができる。

(特別使用の承認)

第5条 体育施設において次の各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

- (1) 物品を販売するとき。
- (2) 興行、展示会等をするとき。

2 前項の承認は、体育施設の利用がある場合、かつ、その管理に支障を及ぼさないと認められるときに限り、これを行うことができる。

3 前条第2項の規定は、第1項の承認について準用する。

(使用の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、その使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又は備付物件を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるとき。
- (4) その他、管理運営上支障があると認められるとき。

(使用料)

第7条 第4条の規定により使用の許可を受けた者は、別表第3に定める使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 第5条の規定により特別使用の承認を受けた者は、別表第4に定める使用料を納付しなければならない。

3 教育委員会は、公益上必要があると認めるときは前2項の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第8条 すでに納付した使用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責に帰さない理由により使用することができなくなったとき。
- (2) 使用期日の前日までに使用の変更又は取り消しの届出があつて、相当の理由があると認めるとき。
- (3) その他災害等特別な理由があるとき。

(目的外使用等)

第9条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を他に譲渡してはならない。

(特別設備)

第10条 使用者が使用に当たり、特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の承認について準用する。

(使用の取消し等)

第11条 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用許可の申請に偽りがあったとき。
- (4) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。
- (5) 第6条の規定に該当することとなったとき。

2 前項の場合、使用者に損害があっても教育委員会はその責を負わない。

(原状回復)

第12条 使用者は、その使用を終了したとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

第13条 使用者が使用に当たり、施設又は備付物件を損傷し、又は滅失したときは、教育委員会が定めるところによりその損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、教育委員会は賠償額を減額し、又は免除することができる。

(管理の代行等)

第14条 教育委員会は、体育施設の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に、体育施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、

次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 体育施設の維持及び管理等
- (2) 使用の許可等に関する業務
- (3) 前2号に掲げる業務に付随する業務

3 第1項の規定により指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合における第3条から第6条まで、第10条第1項、第11条及び前条の規定の適用については、第3条中「栗山町教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあり、並びに第4条から第6条まで、第10条第1項、第11条及び前条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金の收受等)

第15条 前条第1項の規定により指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合においては、利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合においては、第7条第1項及び第2項の規定にかかわらず、使用者は指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 前項に規定する利用料金の額については、指定管理者が別表第3及び別表第4に規定する使用料の額の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

4 指定管理者は、教育委員会があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減額又は免除することができる。

5 指定管理者は、教育委員会が別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
栗山町スポーツセンター	栗山町中央3丁目310番地
栗山町総合グラウンド	栗山町字湯地91番地18他
栗山町栗夢広場	栗山町中央3丁目309番地
栗山町栗山運動公園	栗山町松風4丁目22番地
栗山町ふじスポーツ広場	栗山町字富士23番地5他
栗山町町民球場	栗山町字富士200番地他
栗山町栗山公園球場	栗山町桜丘2丁目38番地16
栗山町栗山公園弓道場	栗山町桜丘2丁目38番地16
栗山町栗山公園テニスコート	栗山町桜丘2丁目38番地16
栗山町農村環境改善センターテニスコート	栗山町角田155番地1
栗山町栗山水泳プール	栗山町中央3丁目311番地6
栗山町角田水泳プール	栗山町角田17番地13
栗山町継立水泳プール	栗山町字継立191番地1
栗山町栗山ダムパークゴルフコース	栗山町字本沢1番地1他
栗山町御園パークゴルフコース	栗山町字御園86番地2他

別表第2 (第3条関係)

施設名	開設・開館期間	開設・開館時間	休館日

栗山町スポーツセンター	通年	午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日は午後5時まで	ア 4月1日から10月31日までの毎週月曜日 イ 12月31日から翌年の1月5日までの日
栗山町総合グラウンド	4月29日から11月3日まで	午前5時から午後7時まで	
栗山町栗夢広場	4月29日から11月3日まで	午前5時から午後7時まで	
栗山町栗山運動公園	4月29日から11月3日まで	午前5時から午後7時まで	
栗山町ふじスポーツ広場	4月29日から11月3日まで	午前9時から午後9時まで	
栗山町町民球場	4月29日から11月3日まで	午前9時から午後9時まで	
栗山町栗山公園球場	4月29日から11月3日まで	午前5時から午後7時まで	
栗山町栗山公園弓道場	通年	午前9時から午後9時まで	12月31日から翌年の1月5日までの日
栗山町栗山公園テニスコート	4月29日から11月3日まで	午前5時から午後7時まで	
栗山町農村環境改善センターテニスコート	4月29日から11月3日まで	午前9時から午後7時まで	
栗山町栗山水泳プー	6月15日から9月	午前10時から午後	

ル	15日まで	8時まで	
栗山町角田水泳プー ル	6月15日から9月 15日まで	午前10時から午後 6時まで	
栗山町継立水泳プー ル	6月15日から9月 15日まで	午前10時から午後 6時まで	
栗山町栗山ダムパー クゴルフコース	4月29日から11 月3日まで	午前8時30分から 午後6時まで	
栗山町御園パークゴ ルフコース	4月29日から11 月3日まで	午前8時30分から 午後6時まで	

別表第3 (第7条、第15条関係)

1 栗山町スポーツセンター

(1) 専用使用

区分			使用料 (1時間につき)
アリーナ	アマチュアスポーツに使用	小・中学生	1,440円
		高校生・一般	2,150円
	プロスポーツその他催物に使用		7,180円
柔道室			560円
剣道室			560円
研修室			560円
附帯設備	放送設備・電光掲示板・電光表示器		730円

(2) 個人使用

区分	1回券	1カ月定期券	2カ月定期券	3カ月定期券
小・中学生	50円	310円	620円	930円
高校生	70円	530円	1,060円	1,590円

一般	100円	750円	1,500円	2,250円
----	------	------	--------	--------

(3) 附属設備

区分		1回券	1カ月定期券	2カ月定期券	3カ月定期券
トレーニングルーム	中学生・高校生・一般	50円	530円	1,060円	1,590円
シャワー		1人1回につき100円			

(4) 加算（専用使用の場合に限る）

区分	加算割合	備考
入場料等を徴収する場合	10割	
営利又は営業が目的の場合	10割	
入場料等を徴収し、かつ営利又は営業が目的の場合	30割	
開館時間以外の使用	1割	上記いずれかの加算がある場合は、加算後の使用料に加算する。

備考

- 1 入場料等とは、入場料その他名称のいかんを問わずこれに類するものをいう。
- 2 算出された使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 使用時間には準備時間及び整理時間を含むものとし、その使用時間に1時間未満の端数がある場合は1時間として計算するものとする。
- 4 暖房料は、11月1日から翌年の4月30日までの期間に専用使用するとき、当該使用料（加算がある場合は加算後の使用料。以下同じ。）の3割の額とする。
- 5 柔道室、剣道室及び研修室の冷房料は、当該使用料の3割の額とする。ただし、使用を希望しない場合は徴収しない。

6 アリーナを専用使用する場で、その使用面積を2分の1以下に区切って使用する場合は、加算後の使用料の2分の1の額とする。

7 シャワーの使用は、当該施設の利用者に限る。

8 備付物件の使用料は、規則で定める。

2 栗山町総合グラウンド

(1) 専用使用

区分		使用料（1時間につき）
小・中学生		700円
高校生・一般		1,390円
附帯設備	放送設備	360円

(2) 個人使用

区分	1日券
小・中学生	50円
高校生	70円
一般	100円

(3) 加算（専用使用の場合に限る）

区分	加算割合	備考
入場料等を徴収する場合	10割	
営利又は営業が目的の場合	10割	
入場料等を徴収し、かつ営利又は営業が目的の場合	30割	
開館時間以外の使用	1割	上記いずれかの加算がある場合は、加算後の使用料に加算する。

備考

- 1 入場料等とは、入場料その他名称のいかんを問わずこれに類するものをいう。
- 2 算出された使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 使用時間には準備時間及び整理時間を含むものとし、その使用時間に1時間未満の端数がある場合は1時間として計算するものとする。
- 4 備付物件の使用料は、規則で定める。

3 栗山町栗夢広場

(1) 専用使用

区分	使用料（1時間につき）
小・中学生	100円
高校生・一般	200円

(2) 加算

区分	加算割合	備考
入場料等を徴収する場合	10割	
営利又は営業が目的の場合	10割	
入場料等を徴収し、かつ営利又は営業が目的の場合	30割	
開館時間以外の使用	1割	上記いずれかの加算がある場合は、加算後の使用料に加算する。

備考

- 1 入場料等とは、入場料その他名称のいかんを問わずこれに類するものをいう。
- 2 算出された使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 3 使用時間には準備時間及び整理時間を含むものとし、その使用時間に1時間未満の端数がある場合は1時間として計算するものとする。
- 4 使用面積を2分の1以下に区切って使用する場合は、加算後の使用料の2分の1の額とする。
- 5 備付物件の使用料は、規則で定める。

4 栗山町栗山運動公園

(1) 専用使用

区分	使用料（1時間につき）
小・中学生	200円
高校生・一般	410円

(2) 加算

区分	加算割合	備考
入場料等を徴収する場合	10割	
営利又は営業が目的の場合	10割	
入場料等を徴収し、かつ営利又は営業が目的の場合	30割	
開館時間以外の使用	1割	上記いずれかの加算がある場合は、加算後の使用料に加算する。

備考

- 1 入場料等とは、入場料その他名称のいかんを問わずこれに類するものをいう。
- 2 算出された使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 使用時間には準備時間及び整理時間を含むものとし、その使用時間に1時間未満の端数がある場合は1時間として計算するものとする。

4 使用面積を2分の1以下に区切って使用する場合は、加算後の使用料の2分の1の額とする

5 備付物件の使用料は、規則で定める。

5 栗山町ふじスポーツ広場

(1) 専用使用

区分		使用料（1時間につき）
アマチュアスポーツに使用	小・中学生	1,400円
	高校生・一般	2,780円
プロスポーツその他催物に使用		8,380円
附帯設備	夜間照明	1,040円
	管理棟	360円
	栗山町ふじ交流センター 研修室A	700円
	栗山町ふじ交流センター 放送設備・研修室B	360円

(2) 個人使用

区分		使用料
附属設備	栗山町ふじ交流センター シャワー	1人1回につき100円

(3) 加算（専用使用の場合に限る）

区分	加算割合	備考
入場料等を徴収する場合	10割	
営利又は営業が目的の場合	10割	
入場料等を徴収し、かつ営利又は営業が目的の場合	30割	

開館時間以外の使用	1割	ア 上記いずれかの加算がある場合は、加算後の使用料に加算する。 イ 夜間照明の使用料は除く。
-----------	----	---

備考

- 1 入場料等とは、入場料その他名称のいかんを問わずこれに類するものをいう。
- 2 算出された使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 使用時間には準備時間及び整理時間を含むものとし、その使用時間に1時間未満の端数がある場合は1時間として計算するものとする。
- 4 使用面積を2分の1以下に区切って使用する場合は、加算後の使用料の2分の1の額とする。
- 5 備付物件の使用料は、規則で定める。
- 6 栗山町町民球場

(1) 専用使用

区分		使用料（1時間につき）
アマチュアスポーツに使用	小・中学生	1,400円
	高校生・一般	2,780円
プロスポーツその他催物に使用		8,380円
附帯設備	放送設備・スコアボード・本部席・研修室	730円
	夜間照明	2,610円

(2) 個人使用

区分		使用料
附属設備	シャワー	1人1回につき100円

(3) 加算（専用使用の場合に限る）

区分	加算割合	備考
入場料等を徴収する場合	10割	
営利又は営業が目的の場合	10割	
入場料等を徴収し、かつ営利又は営業が目的の場合	30割	
開館時間以外の使用	1割	ア 上記いずれかの加算がある場合は、加算後の使用料に加算する。 イ 夜間照明の使用料は除く。

備考

- 1 入場料等とは、入場料その他名称のいかんを問わずこれに類するものをいう。
- 2 算出された使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 使用時間には準備時間及び整理時間を含むものとし、その使用時間に1時間未満の端数がある場合は1時間として計算するものとする。
- 4 備付物件の使用料は、規則で定める。

7 栗山町栗山公園球場

(1) 専用使用

区分		使用料（1時間につき）
小・中学生		700円
高校生・一般		1,390円
附帯設備	放送設備・スコアボード・本部席	360円

(2) 加算

区分	加算割合	備考
入場料等を徴収する場合	10割	

営利又は営業が目的の場合	10割	
入場料等を徴収し、かつ営利又は営業が目的の場合	30割	
開館時間以外の使用	1割	上記いずれかの加算がある場合は、加算後の使用料に加算する。

備考

- 1 入場料等とは、入場料その他名称のいかんを問わずこれに類するものをいう。
- 2 算出された使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 使用時間には準備時間及び整理時間を含むものとし、その使用時間に1時間未満の端数がある場合は1時間として計算するものとする。
- 4 備付物件の使用料は、規則で定める。

8 栗山町栗山公園弓道場

(1) 専用使用

区分	使用料（1時間につき）
小・中学生	200円
高校生・一般	410円

(2) 個人使用

区分	1日券
小・中学生	50円
高校生	70円
一般	100円

(3) 加算（専用使用の場合に限る）

区分	加算割合	備考

入場料等を徴収する場合	10割	
営利又は営業が目的の場合	10割	
入場料等を徴収し、かつ営利又は営業が目的の場合	30割	
開館時間以外の使用	1割	上記いずれかの加算がある場合は、加算後の使用料に加算する。

備考

- 1 入場料等とは、入場料その他名称のいかんを問わずこれに類するものをいう。
 - 2 算出された使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
 - 3 使用時間には準備時間及び整理時間を含むものとし、その使用時間に1時間未満の端数がある場合は1時間として計算するものとする。
 - 4 暖房料は、11月1日から翌年の4月30日までの期間に専用使用するとき、当該使用料(加算がある場合は加算後の使用料)の3割の額とする。
 - 5 備付物件の使用料は、規則で定める。
- 9 栗山町栗山公園テニスコート、栗山町農村環境改善センターテニスコート

(1) 専用使用

区分		使用料(1時間につき)
一面	小・中学生	50円
	高校生・一般	100円

(2) 加算

区分	加算割合	備考
入場料等を徴収する場合	10割	
営利又は営業が目的の場合	10割	

入場料等を徴収し、かつ営利又は営業が目的の場合	30割	
開館時間以外の使用	1割	上記いずれかの加算がある場合は、加算後の使用料に加算する。

備考

- 1 入場料等とは、入場料その他名称のいかんを問わずこれに類するものをいう。
 - 2 算出された使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
 - 3 使用時間には準備時間及び整理時間を含むものとし、その使用時間に1時間未満の端数がある場合は1時間として計算するものとする。
 - 4 備付物件の使用料は、規則で定める。
- 10 栗山町栗山水泳プール、栗山町角田水泳プール、栗山町継立水泳プール

(1) 専用使用

区分		使用料（1時間につき）
1 コース	小・中学生	100円
	高校生・一般	200円

(2) 個人使用

区分	1日券	シーズン券
小・中学生	50円	1,570円
高校生	70円	2,200円
一般	100円	3,140円

(3) 加算（専用使用の場合に限る）

区分	加算割合	備考
入場料等を徴収する場合	10割	

営利又は営業が目的の場合	10割	
入場料等を徴収し、かつ営利又は営業が目的の場合	30割	
開館時間以外の使用	1割	上記いずれかの加算がある場合は、加算後の使用料に加算する。

備考

- 1 入場料等とは、入場料その他名称のいかんを問わずこれに類するものをいう。
 - 2 算出された使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
 - 3 使用時間には準備時間及び整理時間を含むものとし、その使用時間に1時間未満の端数がある場合は1時間として計算するものとする。
 - 4 備付物件の使用料は、規則で定める。
 - 5 1日券は、発券された水泳プールのみ有効とする。
 - 6 シーズン券は、全ての水泳プールにおいて、そのシーズンに限り有効とする。
- 11 栗山町栗山ダムパークゴルフコース

個人使用

区分		プレー代		用具券
		当日券	シーズン券	
小・中学生	町内	100円	5,230円	100円
	町外	200円	—	
高校生・一般	町内	310円	15,710円	
	町外	520円	—	

備考

- 1 備付物件の使用料は、規則で定める。

2 シーズン券は、そのシーズンに限り有効とする。

別表第4 (第7条、第15条関係)

区分		使用料
物品の販売	1日につき	占有面積に1m ² 当たり100円を乗じて得た額に売上げの100分の5に相当する額を加えて得た額
興行等	営利・宣伝を目的としないもの	占有面積に1m ² 当たり100円を乗じて得た額に売上げの100分の5に相当する額を加えて得た額
	営利・宣伝を目的とするもの	占有面積に1m ² 当たり200円を乗じて得た額に売上げの100分の5に相当する額を加えて得た額

栗山町体育施設条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、栗山町体育施設条例（平成17年条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(使用の許可等)

第2条 条例第4条、第7条第3項及び第10条の規定により体育施設の使用、使用料の減免等及び特別設備の許可等を受けようとする者（個人使用しようとする者を除く。）は、様式第1号による申請書を使用日の3カ月前から1週間前までの間に栗山町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 体育施設を個人使用しようとする者は、条例第7条第1項に規定する使用料を納付し、次に掲げる使用券等の交付を受けなければならない。

- (1) 栗山町スポーツセンター 個人使用券（様式第2号）、定期券（様式第3号）又はシャワー使用券（様式第4号）
- (2) 栗山町総合グラウンド 個人使用券（様式第5号）
- (3) 栗山町ふじ交流センター シャワー使用券（様式第4号）
- (4) 栗山町スキー場 1回券（様式第6号）、回数券（様式第7号）、1日券（様式第8号）、シーズン券（様式第9号）又は団体回数券（様式第10号）
- (5) 栗山町町民球場 シャワー使用券（様式第4号）
- (6) 栗山町栗山公園弓道場 1日券（様式第11号）
- (7) 栗山町栗山水泳プール、栗山町角田水泳プール、栗山町継立水泳プール 1日券（様式第12号）又はシーズン券（様式第13号）
- (8) 栗山町栗山ダムパークゴルフコース当日券（様式第14号）、シーズン券（様式第15号）又は用具券（様式第16号）

3 教育委員会は、第1項の申請について許可したときは、様式第17号による許可書を交付するものとする。

(特別使用の承認)

第3条 条例第5条の規定により特別使用の承認を受けようとする者は、使用日の1週間前までに教育委員会に申出なければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い)

第4条 条例第14条第1項の規定により指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合における前2条の規定の適用については、第2条第1項中「様式第1号による」とあるのは、「指定管理者が定める」と、「栗山町教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは、「指定管理者」と、同条第2項中「条例第7条第1項に規定する使用料を納付し」とあるのは、「条例第15条第2項に規定する利用料金を支払い」と、「様式第2号」とあり、「様式第3号」とあり、「様式第4号」とあり、「様式第5号」とあり、「様式第11号」とあり、「様式第12号」とあり、「様式第13号」とあり、「様式第14号」とあり、「様式第15号」とあり、及び「様式第16号」とあるのは、「指定管理者が定める様式」と、同条第3項中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と、「様式第17号」とあるのは、「指定管理者が定める」と、前条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

栗山町農村環境改善センターテニスコート備品台帳

備品番号	取得日	品名	規格	場所	備考
9154	昭和55年12月19日	ベンチ	3m50cm	農村環境改善センター テニスコート	
9155	昭和55年12月19日	ベンチ	3m50cm	農村環境改善センター テニスコート	
9156	昭和55年12月19日	ベンチ	3m50cm	農村環境改善センター テニスコート	
9157	昭和55年12月19日	ベンチ	3m50cm	農村環境改善センター テニスコート	
9158	昭和60年5月8日	球技用審判台	セノーBY 2m51cm	農村環境改善センター テニスコート	
9159	昭和60年5月8日	球技用審判台	セノーBY 2m50cm	農村環境改善センター テニスコート	

参考資料 施設の管理運営費の実績

資料3

施設名称: 農村環境改善センターテニスコート

1. 施設管理費

区分		R3	R4	R5	R6	備考	
需用費	消耗品費	3,623	3,890	3,145	547		
	燃料費	0	0	0	0		
	印刷製本費	0	0	0	0		
	光熱水費	電気料	0	0	0	0	
		水道料	0	0	0	0	
		下水道料	0	0	0	0	
	修繕料	0	11,258	0	0		
	飼料費	0	0	0	0		
		0	0	0	0		
計	3,623	15,148	3,145	547			
施設管理費 役務費	通信運搬費	電話料	0	0	0	0	
		郵便料	0	0	0	0	
		運搬料	0	0	0	0	
	手数料	0	0	0	0		
	施設使用料	0	0	0	0		
	保険料	6,664	6,629	0	8,717		
		0	0	0	0		
計	6,664	6,629	0	8,717			
委託料 (下記①以外)		0	0	0	0		
		0	0	0	0		
		0	0	0	0		
	計	0	0	0	0		
使用料及び 賃借料	借上料	0	0	1,100	0		
		0	0	0	0		
	計	0	0	1,100	0		
原材料費	0	0	0	0			
報償費	0	0	0	0			
備品購入費	0	0	0	0			
負担金、補助及び交付金	負担金	0	0	0	0		
公課費		0	0	0	0		
小計		10,287	21,777	4,245	9,264		

3. 収入

使用料収入	9,100	9,700	7,100	4,800	
事業収入	0	0	0	0	

令和6年度 社会体育施設別利用一覧表

別表1

人数:人 金額:円

月	スポーツセンター		弓道場		栗山ダムパークゴルフコース		御園パークゴルフコース		スキー場	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
4	4,937	212,140	98	5,240	391	556,740	10		R1廃止	
5	5,239	271,840	157	4,920	1,168	289,180	366	H28年度より無料化		
6	4,169	188,390	168	4,920	1,413	307,330	363			
7	4,896	265,460	126	3,690	990	209,570	260			
8	4,809	232,090	84	4,920	1,093	211,035	235			
9	3,993	229,460	76	4,700	1,312	293,890	312			
10	5,447	193,520	43	2,850	1,186	291,025	227			
11	6,874	409,030	46	4,330	132	16,050	11			
12	6,909	362,370	52	6,600						
1	7,530	335,770	61	7,300						
2	6,540	357,440	62	7,700						
3	7,509	369,040	47	5,750						
合計	68,852	3,426,550	1,020	62,920	7,685	2,174,820	1,784	0	0	0

月	町民球場		公園球場		ふじスポーツ広場		ふじ交流センター		総合グラウンド	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
4	2,527	274,150	162	6,300	0	0	0	0	0	0
5	2,503	180,030	736	39,080	1,566	35,540	20	1,400	2,859	0
6	1,407	200,720	1,217	51,100	2,747	77,030	100	7,950	2,416	0
7	1,393	160,480	783	27,650	1,806	55,950	395	720	919	0
8	1,308	217,440	912	59,780	3,191	106,630	2,300	26,450	440	0
9	1,875	170,130	525	19,290	3,488	95,020	1,663	28,390	1,900	4,170
10	1,433	129,220	735	15,140	0	0	0	0	60	4,170
11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	12,446	1,332,170	5,070	218,340	12,798	370,170	4,478	64,910	8,594	8,340

月	栗夢広場		運動公園		公園テニスコート		改善センターテニスコート	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
4	1,188	820	30	0	0	0	0	0
5	1,417	1,050	150	600	202	0	8	400
6	1,808	2,250	610	3,250	242	0	12	700
7	1,048	1,500	260	700	190	0	34	1,500
8	1,401	730	235	1,430	242	0	54	900
9	1,760	1,270	250	3,660	166	0	11	600
10	1,159	850	120	1,400	172	0	13	700
11	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	9,781	8,470	1,655	11,040	1,214	0	132	4,800

月	栗山水泳プール		角田水泳プール		継立水泳プール	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額
6	387	9,480	244	4,140	57	200
7	1,969	15,360	634	2,350	257	1,800
8	1,301	14,860	300	4,350	266	4,670
9	220	3,000	82	1,000	72	900
合計	3,877	42,700	1,260	11,840	652	7,570

利用人数	
R7.3月末	141,298人
R5年度末	140,382人
収入金額	
R7.3月末	7,744,640円
R5年度末	7,909,410円

令和5年度 社会体育施設別利用一覧表

別表1

人数:人 金額:円

月	スポーツセンター		弓道場		栗山ダムパークゴルフコース		御園パークゴルフコース		スキー場	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
4	8,205	218,280	204	12,880	342	569,950	70	H28年度 より無料化	R1廃止	
5	4,447	233,440	245	9,820	1,401	421,265	315			
6	5,026	286,890	208	7,280	1,501	282,350	407			
7	4,655	249,470	206	6,970	1,622	352,305	520			
8	3,370	202,740	169	5,600	1,491	265,350	203			
9	4,892	242,270	208	6,280	1,388	244,900	313			
10	7,332	193,160	197	6,360	1,343	272,200	475			
11	6,454	411,810	172	9,170	241	10,270	26			
12	6,532	440,280	166	7,210						
1	6,278	350,820	110	6,230						
2	6,199	328,400	46	6,230						
3	4,100	218,910	0	0						
合計	67,490	3,376,470	1,931	84,030	9,329	2,418,590	2,329	0	0	0

月	町民球場		公園球場		ふじスポーツ広場		ふじ交流センター		総合グラウンド	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
4	30	12,170	575	9,100	0	0	0	0	0	0
5	2,527	274,150	802	41,530	1,705	25,840	0	0	3,075	0
6	479	146,660	935	33,950	2,826	49,620	150	7,950	2,939	100
7	1,290	116,390	980	54,160	3,370	77,170	527	12,040	799	0
8	2,356	356,880	767	34,300	1,861	84,440	840	17,470	950	0
9	1,376	204,740	902	24,660	2,221	133,710	843	10,790	1,324	0
10	1,532	164,730	1,011	25,590	1,149	12,020	683	2,830	760	5,560
11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	9,590	1,275,720	5,972	223,290	13,132	382,800	3,043	51,080	9,847	5,660

月	栗夢広場		運動公園		公園テニスコート		改善センターテニスコート	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
4	565	400	30	0	0	0	3	100
5	1,220	1,350	195	1,830	156	0	22	1,400
6	1,950	2,200	597	8,380	212	0	21	1,400
7	1,161	970	572	5,990	258	2,600	36	1,600
8	950	1,300	260	1,930	216	0	27	1,200
9	905	600	170	2,130	172	200	12	700
10	2,703	600	120	1,300	106	0	10	500
11	80	150	0	0	0	0	6	200
合計	9,534	7,570	1,944	21,560	1,120	2,800	137	7,100

月	栗山水泳プール		角田水泳プール		継立水泳プール	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額
6	0	0	205	250	70	100
7	1,946	16,360	526	6,990	326	300
8	1,191	16,420	296	4,470	168	2,300
9	83	4,300	74	1,250	99	0
合計	3,220	37,080	1,101	12,960	663	2,700

利用人数	
R6.3月末	140,382人
R4年度末	125,660人
収入金額	
R6.3月末	7,909,410円
R4年度末	7,523,060円

令和4年度 社会体育施設別利用一覧表

別表1

人数:人 金額:円

月	スポーツセンター		弓道場		栗山ダムパークゴルフコース		御園パークゴルフコース		スキー場	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
4	3,862	210,970	227	12,670	519	687,970	51		R1廃止	
5	3,571	161,640	251	10,250	1,447	310,725	482	H28年度より無料化		
6	3,526	212,450	243	9,900	1,493	271,505	510			
7	6,855	161,310	200	6,560	1,563	332,875	380			
8	2,799	176,660	206	6,460	1,323	264,710	280			
9	3,093	160,450	219	8,040	1,491	398,220	454			
10	6,552	242,250	216	7,670	1,615	360,075	285			
11	5,801	332,870	186	9,830	339	4,140				
12	5,406	370,850	194	9,830						
1	5,185	241,910	165	8,430						
2	5,962	295,250	145	8,960						
3	7,192	367,160	174	10,480						
合計	59,804	2,933,770	2,426	109,080	9,790	2,630,220	2,442	0	0	0

月	町民球場		公園球場		ふじスポーツ広場		ふじ交流センター		総合グラウンド	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
4	220	24,750	120	7,700	0	0	0	0	0	0
5	1,838	252,440	1,852	55,460	1,065	19,710	690	2,800	2,626	0
6	811	136,040	930	51,610	1,882	71,700	150	7,880	3,165	0
7	1,082	172,440	1,030	47,900	2,080	51,570	105	1,400	1,409	0
8	1,190	220,330	670	40,950	1,328	76,360	200	19,290	1,366	0
9	1,132	173,650	402	26,230	1,436	69,980	24	0	1,659	0
10	970	95,130	500	9,440	1,527	25,850	700	13,890	506	2,720
11	0	0	60	0	0	98,140	0	0	-120	0
合計	7,243	1,074,780	5,564	239,290	9,318	413,310	1,869	45,260	10,611	2,720

月	栗夢広場		運動公園		公園テニスコート		改善センターテニスコート	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
4	328	0	0	0	0	0	4	100
5	865	470	180	600	262	0	17	700
6	1,747	2,270	528	6,130	160	0	31	1,800
7	1,227	150	322	2,030	300	0	33	1,900
8	780	2,000	310	4,300	216	0	18	800
9	1,022	550	290	4,060	276	0	35	1,600
10	2,230	800	170	2,530	96	0	83	2,700
11	120	100	0	0	0	0	2	100
合計	8,319	6,340	1,800	19,650	1,310	0	223	9,700

月	栗山水泳プール		角田水泳プール		継立水泳プール	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額
6	202	1,000	121	300	30	100
7	2,086	16,290	625	2,750	308	900
8	828	8,500	352	2,650	194	1,350
9	143	3,100	47	2,000	5	0
合計	3,259	28,890	1,145	7,700	537	2,350

	利用人数
R4年度末	125,660人
R3年度末	99,438人
	収入金額
R4年度末	7,523,060円
R3年度末	6,362,005円

令和3年度 社会体育施設別利用一覧表

別表1

人数:人 金額:円

月	スポーツセンター		弓道場		栗山ダムパークゴルフコース		御園パークゴルフコース		スキー場	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
4	4,112	191,530	176	11,080	426	691,750	33		R1廃止	
5	1,622	80,880	84	4,240	834	232,875	223			
6	809	44,830	66	2,460	489	69,725	252			
7	3,060	258,630	186	7,380	1,388	244,900	455			
8	2,654	124,640	162	6,150	1,391	280,575	271			
9	3,075	159,800	168	6,560	1,914	492,905	425			
10	7,076	210,000	169	6,630	1,612	352,305	316			
11	6,288	370,150	126	7,860	101	8,910	53			
12	7,186	430,500	180	11,140						
1	4,465	283,600	158	9,500						
2	2,666	176,650	162	10,160						
3	4,660	205,090	144	10,160						
合計	47,673	2,536,300	1,781	93,320	8,155	2,373,945	2,028	0	0	0

月	町民球場		公園球場		ふじスポーツ広場		ふじ交流センター		総合グラウンド	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
4	240	29,390	210	10,490	0	0	0	0	0	0
5	909	105,340	600	18,260	0	0	0	0	2,157	100
6	49	20,240	160	10,150	533	16,390	0	0	3,063	0
7	782	162,170	353	31,520	1,828	63,290	240	0	1,208	0
8	1,230	235,470	249	24,500	1,068	33,110	0	0	716	0
9	1,612	184,350	680	28,700	1,348	69,680	0	0	2,046	200
10	1,282	146,200	1,260	35,120	619	36,610	120	12,740	236	0
11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	6,104	883,160	3,512	158,740	5,396	219,080	360	12,740	9,426	300

月	栗夢広場		運動公園		公園テニスコート		改善センターテニスコート	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
4	1,000	1,200	0	0	0	0	4	200
5	784	1,150	80	0	0	0	22	1,100
6	226	0	170	400	86	0	12	400
7	1,444	3,200	405	1,200	399	0	36	900
8	836	500	310	0	278	0	27	1,400
9	659	50	145	600	252	0	55	3,400
10	835	700	151	800	130	0	62	1,700
11	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	5,784	6,800	1,261	3,000	1,145	0	218	9,100

月	栗山水泳プール		角田水泳プール		継立水泳プール	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額
6	343	2,650	177	300	49	450
7	2,146	26,520	722	3,450	437	1,550
8	1,524	19,230	446	3,770	317	1,700
9	296	5,500	81	100	57	300
合計	4,309	53,900	1,426	7,620	860	4,000

利用人数	
R4.3.31	99,438人
R3.3.31	102,348人
収入金額	
R4.3.31	6,362,005円
R3.3.31	7,089,865円